



赤ちゃんが 生まれたら

新たな命の誕生に戸惑うことも多いはず。
不安を抱える前にまずはご相談ください。

各種サポートがあります

妊婦のための支援給付

赤ちゃん訪問等で保健師と面談し、子育ての見通しを立てるための相談や情報提供を受けた後、こども 1 人あたり 5 万円給付します。※要申請

対象	周防大島町に住民票がある産婦
必要なもの	マイナンバーカード等の本人確認書類、銀行の口座番号がわかるもの（産婦名義）

家庭訪問

妊産婦さんや乳幼児、そのご家庭に保健師（必要に応じて管理栄養士）が家庭訪問し、妊娠・出産、子育てに関する相談などを行っています。

産後ケア

支援を必要とする産後 1 年未満のお母さんを対象に、医療機関や自宅等で、専門スタッフからサポートを受けることができます。利用について

はこども家庭センターにご相談ください。まず、保健師が相談を受けた後に医療機関や助産師と調整します。

対象	周防大島町に住民票がある産後 1 年未満のお母さんで支援が必要な方
内容	・お母さんのこころとかからだのケア、授乳指導、必要に応じた乳房ケア等 ・赤ちゃんの沐浴、おむつ交換などの指導や相談支援

産後ケアの種類

《ショートステイ／宿泊型》

赤ちゃんと一緒に医療機関等に宿泊し、指導やケアが受けられます。睡眠等の休息をとることも可能です。

《デイサービス／通所型》

日中、赤ちゃんと一緒に医療機関等で過ごし、指導やケアが受けられます。

《アウトリーチ／訪問型》

助産師が自宅に訪問し、赤ちゃんと一緒に授乳などの指導やケアが受けられます。

※それぞれ最大 7 日まで利用可能
※基本的に無料ですが、自己負担が発生する場合もあります。

子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦等がいる家庭を、訪問支援員が訪問し、家事支援や子育て支援を行います。

費用の助成について

産婦健康診査

産婦健康診査を委託医療機関にて公費負担で受診できます。

対象	周防大島町に住民票がある産婦
内容	問診、診察、体重測定、血圧測定、尿検査、こころの健康チェック
時期	産後 2 週間、産後 1 か月

※里帰り出産などで県外医療機関の受診を希望される方は早めにご相談ください。

新生児聴覚検査

新生児聴覚検査（耳のきこえの検査）の検査費用を助成します。

※新生児聴覚検査とは、出生後の入院中（おおむね生後 3 日以内）に受ける検査で、聴覚障害を早期に発見し、できるだけ早い段階で適切な療育を提供できるようにするためにいきます。県外の医療機関で受診を希望される方は早めにご相談ください。

未熟児養育医療給付

未熟児（出生体重が 2,000g 以下または、身体の発育が特に未熟なまま出生した乳児）で、指定養育医療機関で入院治療を必要とする乳児に対し、医療費を一部助成します。※要申請

こども医療費助成

0 歳から高校生年代（18 歳になって最初の 3 月 31 日）のお子さんの入院（食事代等を除く）・通院・薬局での医療費を助成し、医療費の自己負担額を助成しています。



児童手当について

児童手当

0 歳から高校生年代（18 歳になって最初の 3 月 31 日）までのお子さんを養育している方に支給されます。公務員の方は勤務先から支給されますので、勤務先にお問合わせください。

対象	・父母ともに児童を養育している場合は前年所得が高い方 ・児童が施設等に入所している場合は施設の設置者
手続きに必要なもの	・請求者、配偶者のマイナンバーがわかるもの ・通帳の写し（請求者名義の口座が確認できるもの）
手当月額	・3 歳未満…月額 15,000 円 ・3 歳～高校生年代…月額 10,000 円（第 3 子以降は月額 30,000 円） ※第 3 子以降の加算期間は児童の兄弟等が 22 歳になって最初の 3 月 31 日まで
支給時期	偶数月に年 6 回支給 ※各前月までの 2 か月分を支給
届出期日	原則として申請した月の翌月分から支給 ※月末に出生の場合、出生の翌日から 15 日以内に申請すれば申請日が翌月になってからも出生の翌月分から支給

※加入している健康保険が変わった場合はお知らせください。